平成２１年（フ）第１２２７号
福岡県遠賀郡水巻町古賀２丁目２番１―107号
債務者　大田　尚典
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２２８号
福岡県遠賀郡水巻町古賀２丁目２番１―107号
債務者　大田るみ恵
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２３０号
北九州市小倉北区鋳物師町10番11号財団法人湧金寮職員宿舎301
債務者　中野　　泉
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２６０号
北九州市小倉北区上富野３丁目13番15―501号
債務者　前田　八郎
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２７５号
北九州市小倉北区井堀２丁目４番25番ハマグチＡＰ203
債務者　徳村　　剛
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２７６号
北九州市小倉南区中曽根４丁目14番３号
債務者　中山　香織
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４３号
北海道虻田郡倶知安町南４条東３丁目11番地４
債務者　小野寺忠夫
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第４７号
北海道岩内郡岩内町字宮園220番地の５
債務者　上戸美知子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第４８号
北海道岩内郡岩内町字宮園220番地の５
債務者　上戸　直幸
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第１９８号
宮城県石巻市小船越字大縄場15番地１
債務者　三浦美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
宮城県石巻市南浜町３丁目４番23号
債務者　阿部　智春
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
福島県郡山市希望ヶ丘５番10号　市営住宅２―８―402
債務者　仙波　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
福島県郡山市希望ヶ丘５番10号　市営住宅２―８―402
債務者　仙波富美子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
福島県郡山市富田町字天神林11番地の14
債務者　村上真由美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
福島県本宮市高木字諏訪38番地　根本第２コーポ202
債務者　菅野　利行
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
福島県郡山市富田町字町畑１番地の２　クァイエット201号
債務者　馬場優美子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
福島県郡山市富田町字町畑１番地の２　クァイエット201号
債務者　馬場由香菜
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係